

公 告

小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年小諸市条例第 36 号）に基づき、小諸市精神障害者多機能通所施設 ワークポート野岸の丘の指定管理者を公募するので、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 2 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 28 日

小諸市長 小 泉 俊 博



記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 小諸市精神障害者多機能通所施設 ワークポート野岸の丘
所在地 小諸市与良町六丁目 5 番 2 号

2 管理の基準及び業務の内容

（指定管理者による管理）

施設の管理は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にこれを行わせるものとする。

2 指定管理者は、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年小諸市条例第 36 号）第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当し、かつ、ワークポート野岸の丘（以下「ワークポート」という。）の運営を行う能力及び実績を有するものとする。

（指定管理者が行う業務）

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害者総合支援法による、多機能訓練等給付サービスの提供
自立訓練（生活訓練）、就労継続支援 B 型
- (2) 学習の場の提供 各種学習会、研修会の参加
- (3) 各種行事の実施 四季行事の計画、スポーツ大会への参加等
- (4) 職員のスキルアップ 研修等への参加
- (5) ワークポートの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (6) ワークポートの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（自主事業）

ワークポート利用者に対するサービスの向上が図られるものについては、市と協議の上、自主事業として行うことができるものとする。

2 前項の規定により、乙が自主事業を行う場合にあっては、施設の使用許可、使用料等について、別途甲と協議するものとする。

（協定）

上記のほか必要な事項は、協議の上協定により定めるものとする。

(利用時間)

ワークポートの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休日)

休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 夏季（8 月 13 日から 8 月 16 日まで）
- (4) 年末、年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
- (5) その他市長が認めた日

(利用者の範囲)

ワークポートの利用者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する精神障害者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

(利用定数)

ワークポートの利用定数は、20 名とする。

指定管理料について

本業務実施の対価として、指定管理料は支払わない。

指定の予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

3 協定

その他指定管理業務に際し必要なことは、協議の上協定により定める。

4 申請の方法

小諸市公の施設指定管理者指定申請書（様式第 1 号）に次の書類を添える。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の当該公の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書、法人以外の団体にあつては、これに相当する書類
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(4) 指定申請の日に属する事業年度の前年事業年度における財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書等）ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

(5) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 指定管理者の選定・審査

(1) 申請書類、及び応募者によるプレゼンテーションの審査を担当部により実施し、審査結果を基に小諸市公の指定管理審査委員会にて決定する。

(2) 審査結果については、応募者に通知する。

6 受付期間及び提出先

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで（郵便又は持参 9月30日必着）

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号 小諸市役所保健福祉部健康づくり課

電話 0267-22-1700

7 その他 その他必要な事項は、協定により定める事とする。